

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	29ページ 4(2)	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>備品の除却処理の必要性検討</p> <p>耐用年数経過済みのものを始めとして、備品の機能が維持されているかという点を含めて改めて検討し、使用見込の低いものは除却処理することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>ご意見を頂戴した備品について、除却処理の必要性を検討しました。</p> <p>ご意見を頂戴した備品の内、下記1件については、使用可能性がないため令和元年8月28日に除却しました。</p> <p>308045 はかり (秤)</p> <p>ご意見を頂戴した備品の内、下記4件については、使用可能性がないため令和2年5月20日に除却しました。</p> <p>311067 石鹼製造機</p> <p>311067 石鹼製造機</p> <p>311067 石鹼製造機</p> <p>311067 石鹼製造機</p> <p>ご意見を頂戴した備品の内、下記6件については、工場の安全管理上必要な備品であります。動作確認を行ったところ、使用・修繕は難しい状態であったため、更新により対応することとなりました。</p> <p>308089 酸素測定器</p> <p>308094 振動計</p> <p>308095 超音波測定器</p> <p>308064 可燃性ガス測定器</p> <p>308032 騒音計</p> <p>314018 送排風器</p> <p>内、下記2件については、令和2年度予算内で更新可能となったため、新規に購入後、令和3年2月15日付けで除却しました。</p> <p>308089 酸素測定器</p> <p>308064 可燃性ガス測定器</p> <p>また、下記4件については、現状予算措置が即応できず、修理による適正な使用が困難であるため、令和3年6月23日付けで除却しました。</p>			

	308094 振動計
	308095 超音波測定器
	308032 騒音計
	314018 送排風器

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	35ページ 6(5)		区分	意見
意見の内容	<p>フィットネスクラブ及びプールの設備維持の妥当性</p> <p>当施設には5階にフィットネスクラブ、6階には温水プールが設置されており、老朽化により毎年修繕費が計上されている。フィットネスクラブは不特定多数の市民の利用に供されるわけではないため、多額のコストをかけて設備を維持する必要性の有無に関して検討することが必要と考える。(要約)</p>			
検討内容	<p>令和2年度の当施設のフィットネスクラブの利用者の割合はテルサ全体の利用者の半数を超える状況となっており、施設の活性化に大きく貢献しております。プールの利用者はそのうちの4割近くを占めており、フィットネスクラブの営業において重要なものとなっております。またフィットネスクラブ会員のうち6割近くが60歳以上となっており、高齢者の健康増進にも寄与しております。経年劣化による修繕に関しては、ここ数年は使用料収入の範囲内で実施しており、今後も継続していくことといたします。以上からフィットネスクラブ及びプールの設備は現状を維持することとしますが、管理運営手法については社会情勢の変化に合わせて適切な見直しを行ってまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	35ページ 6(6)		区分	意見
意見の内容	<p>フィットネスクラブの賃料設定の妥当性</p> <p>フィットネスクラブは利用者の利便性の観点から賃貸しているとのことだが、食堂・売店と同様に「行政財産を利用するもののため」の便益施設と言えるか疑問がある。もともとフィットネスクラブ施設は健康増進施設として設置されたものであり、この設備を遊休状態にならないようにするために、施設運営のノウハウを有する事業者に賃貸して運営を委ねること自体は、一定の経済合理性があるものと考えられる。</p> <p>ただし、行政財産使用許可により運営している他の事例を参考として売上高の8%を以て賃料としているが、特にフィットネスクラブは設備費が嵩むことから、賃料設定については売上の8%が妥当か再検討することが望ましい。</p>			
検討内容	<p>フィットネスクラブの賃料は、周辺の民間施設のテナント賃料と比較しても適当な金額となっております。また施設の特性上、光熱水費が高額となっております。光熱水費を含めた使用料は売上の50%に近い金額となっております。</p> <p>賃料を値上げすることは、事業者の経営の逼迫につながるため現状維持が妥当ではありますが、今後も必要な見直しは加えてまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	観光交流推進室
報告書ページ	37ページ 7(3)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>収入（使用料及び手数料）の徴収方法</p> <p>施設の使用料だけでなく、備品設置料、清掃料等会館の手数料として徴収している収入がある。これらは会館独自の事業であるため、会館独自の単価を設定している。</p> <p>当施設のパンフレットには、使用料以外の手数料について、備考として「この表以外でも所定の料金を申し受けながら受け付けているものもありますので、ご相談ください」と記載されているが、利用者に分かりやすいよう、パンフレットへの記載方法を再検討することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>飯坂温泉観光会館のパンフレットについては平成4年の開館以来、内容の見直しをしておらず、今回指摘があった箇所の見直しを含め、ホームページのリニューアルと合わせて利用者に分かりやすい記載と多言語表記を検討しておりました。</p> <p>（また、昨年度より社全体として SNS を使用した施設利用案内も展開していることから、多様な案内の仕方を検討しておりました。）</p> <p>令和2年度中にホームページをリニューアルし、利用料金を明示するなど改善を図りました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課
報告書ページ	43ページ 10(2)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>湯野地区体育館の耐震化工事</p> <p>湯野地区体育館は、飯野地区体育館に比して利用者数が多く稼働率も高いことから、それを踏まえた今後の長期計画を策定することが望ましい。本施設は耐震化工事が未実施であるが、取得年月が昭和39年10月で築後55年を経過していること、及び延べ利用者数が年間2万人を超えることから、施設を維持するのであれば早急に耐震化への対応を実施すべきである。</p> <p>なお、本施設は老朽化が著しいことから、現有施設の耐震化ではなく、施設の建替え更新や近隣小中学校体育館の利活用なども考えられる。福島市の北部地区には体育施設への一定の需要があると考えられるため、市民や利用者の要望に基づいて施設の維持または更新を図ることが望ましい。</p> <p>現有施設の耐震化または施設更新等のいずれを選択するとしても、耐震未対応及び老朽化の進捗に鑑み、早急に対応すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>『福島市公共施設等総合管理計画』の実行性を確保するために、『福島市スポーツ施設個別計画』（令和2年5月策定）において、湯野地区体育館の今後の方針を「集約化・廃止」といたしました。</p> <p>同施設については、耐震化または施設更新等を行うことなく、計画期間の令和8年度までに体育館機能を廃止し地区運動場として機能転換するよう検討することとしておりましたが、令和3年2月に発生した福島県沖地震において大きな被害が発生したことから、利用者の安全確保等を考慮し、復旧することなく廃止することといたしました。</p> <p>既に地元体育協会等の関係者へ施設廃止について説明を開始しておりますが、引き続き丁寧な説明を続けてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	52ページ 3(1)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>備品の廃棄処理</p> <p>当センター敷地の入口付近にある平成7年に閉鎖した食堂・調理室棟には、食堂閉鎖後は使用していない備品が保管されている。これらの備品のうち、テーブル以外のものは使用見込がないため、廃棄処理すべきである。 (要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>使用しない備品について、令和2年度において廃棄処理業務を委託し粗大ごみとして廃棄しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	教育委員会	教育施設管理課
報告書ページ	81 ページ (6) ①		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>給食センターの施設別収支の検討</p> <p>給食センター4 ヲ所の最近5 ヲ年の施設別収支状況は、各施設とも毎年1 億円を超える支出超過となっている。給食費の保護者負担は材料代のみのため、制度上、支出超過となる事業だが、人件費や経費の削減努力は必要である。今後は固定資産台帳の整備に合わせて減価償却費を適切に算定した上で施設別収支を把握し、センター運営の効率化をさらに徹底すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>学校給食法第 11 条により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とされており、給食センターの運営については、人件費を含む経費の削減努力が必要であると認識しております。令和 3 年 3 月に策定した「福島市学校給食長期計画 2021」において、老朽化した 2 つの給食センターを 1 つに統合し新設するとともに、一部の単独給食実施校をセンター方式に移行し、運営コストの効率化を図ることといたしました。今後も、民間ノウハウの活用も含め、効率的な整備運営手法を検討してまいります。</p> <p>なお、単独給食実施校の運営については、令和 5 年度からの公会計導入により、透明性確保を図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	教育委員会	教育施設管理課
報告書ページ	84ページ (6)②	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>稼働率の向上等による給食1食当たりのコスト削減</p> <p>福島市の各給食センターの1食当たりのコストは全て400円を超えており、最も低い西部学校給食センターでも463円、低稼働率の南部と東部は1食当たり500円を超える。学校給食は食器洗浄・殺菌等の設備コストがかかるという点はあるが、稼働率を上げたり人件費や経費の削減を進めるなどの経営努力が必要と考える。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>学校給食は、学校給食法第11条により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とされており、これ以外に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされております。給食1食あたりのコスト削減については、人件費を含む経費の削減努力が必要であると認識しており、令和3年3月に策定した「福島市学校給食長期計画2021」において、老朽化した給食センターの統合新設により4つの給食センターを3つにし、運営コストの効率化を図ることといたしました。なお、一部の単独給食実施校をセンター方式に移行することで、給食センターの稼働率向上を図ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	99ページ (7)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>公立保育所の施設別収支の把握</p> <p>施設別に歳入を把握できない現状では、施設毎の正確な収支が確認できないため、施設毎に対処すべき事項の的確な判断ができない。定員に対する入所児童数の充足率が著しく低い保育所は見受けられないが、前述の通り充足率が低い保育所は不採算となる傾向は明らかである。今後施設のあり方を検討していく際には、減価償却費や維持修繕費を含めたフルコスト情報の把握も必要となるが、まずは施設ごとの収入が把握できなければ、判断を誤ることになりかねない。保育所の設置や人員の効果的・効率的な配置は、子育てしやすい街づくりに欠かせないものであり、施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>公立保育所では、収支が比較できるよう収入額と支出額を施設ごとに分けて管理しておりませんでした。令和2年度実績より、施設ごとに収入額と支出額をまとめ、比較できるよう改善いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	102ページ (7)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>市立幼稚園の施設別収支の把握</p> <p>幼稚園の再配置、人員の効果的・効率的配置、設備投資等の検討のため、施設別歳入を把握して各施設の収入を区分し、減価償却費や維持修繕費を含むフルコスト情報による施設別収支の管理体制を早急に構築すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>市立幼稚園では、収支が比較できるよう収入額と支出額を施設ごとに分けて管理しておりませんが、令和2年度実績より、施設ごとに収入額と支出額をまとめ、比較できるよう改善いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。